２．当社は、関東財務局長に対し、以下のとおり、金商法第172条の２第１項に規定する「重要な事項につき虚偽の記載がある」発行開示書類を提出し、当該発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

㈠　平成21年９月７日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年９月25日、新株予約権を3,000,000,000円で取得させた。

㈡　平成21年11月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を参照書類とする有価証券届出書（一般募集）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年11月25日、20,000株の株式を4,726,900,000円で取得させた。

㈢　平成21年11月10日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を参照書類とする有価証券届出書（その他の者に対する割当）を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年12月17日、3,000株の株式を709,035,000円で取得させた。

㈣　平成22年１月15日、重要な事項につき虚偽の記載がある平成21年３月期有価証券報告書（上表番号欄１参照）を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年１月29日、1,497個の新株予約権証券を379,655,667円（新株予約権の行使に際して払い込むべき金額を含む。）で取得させた。

【課徴金額】　３億9,969万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成25年３月29日

審判手続中（平成25年５月31日現在）

⑵　訂正報告書の提出命令に関する勧告

○　日本風力開発株式会社提出の有価証券報告書の虚偽記載に係る訂正報告書の提出命令勧告

【勧告年月日】　平成25年３月29日

【勧告の対象となった違反事実】

日本風力開発株式会社は、実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上が計上されている平成21年３月期有価証券報告書を平成21年６月24日に関東財務局長に提出した。その後、当該有価証券報告書については、その訂正報告書が平成22年７月28日に関東財務局長に提出されているが、当該訂正報告書によっても上記売上が訂正されていない。

したがって、下表のとおり、平成21年３月期有価証券報告書のうちに金商法第24条の２第１項において準用する同法第10条第１項に規定する「重要な事項について虚偽の記載」があると認められたものである。

提出日	書類	虚偽記載			
		会計期間	財務計算に関する書類	内容(注)	事由
平成21年６月24日	第10期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書（平成22年７月28日提出の訂正報告書により訂正されたもの）	平成20年４月１日～平成21年３月31日の連結会計期間	連結損益計算書	連結経常損益が▲404百万円であるところを1,861百万円と記載 連結当期純損益が▲1,635百万円であるところを630百万円と記載	実態のない風力発電機販売斡旋取引に係る売上の計上

(注)　金額は百万円未満切捨てである。また、▲は損失であることを示す。
なお、表中の金額は、平成22年７月28日提出の訂正報告書により訂正された後の金額を示す。

【勧告後の経緯】

聴聞期日　平成25年４月８日

訂正報告書提出命令日　平成25年４月12日

※　本件決定に対して、当社は、平成25年４月18日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

３　平成23年度以前の勧告事案に係るその後の経緯等

⑴　平成23年度以前の勧告事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において、課徴金納付命令決定がなされていなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成24年１月20日に課徴金納付命令勧告を行った株式会社塩見ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、審判手続が行われている。（平成25年５月31日現在）

○　クラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

平成24年１月27日に課徴金納付命令勧告を行ったクラウドゲート株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載事案については、被審人から、課徴金に係る金商法第178条第１項第２号及び第４号に掲げる事実の一部及び当該部分に係る納付すべき課徴金の額（3,125万円）を認め、その余の部分について否認する旨の答弁書の提出があり、これを受けた審判官は、被審人の認めた部分について審判手続を分離したした上で、金商法第185条の６の規定に基づき、課徴金の納付を命ずる旨の決定案を提出し、金融庁長官は、平成24年３月２日に課徴金の納付を命ずる旨の決定を行っていた。

他方、被審人が否認していた部分に係る争点は、①金商法第172条の２第１項の規定は、発行開示書類に虚偽の記載があることで、それがなかったときより多くの出資を得られた場合以外の場合にも適用されるか否か、②同法同項の規定の適用には、発行者に具体的な経済的利得のあることが必要か否か、などであったが、審判手続を経て、金融庁長官は、①については、課徴金の水準は、抑止効果との兼ね合いで決定されるべきものであり、違反者の個別事情とは無関係に所定の方式により機械的に算定される額の課徴金を課すものであると判断し、また、②については、金商法の文言上、課徴金の要件に発行者が実際に経済的利得を得たことは要求されていないと判断するなどして、平成24年10月22日に課徴金の納付を命ずる旨の決定を行った。

※　本件決定に対し、当社は、平成24年11月20日に東京地方裁判所に取消訴訟を提起している。

⑵　平成23年度以前の課徴金納付命令決定に対する取消訴訟が提起された事案のうち、前回の「証券取引等監視委員会の活動状況」において判決が確定していなかった事案について、その後の経緯の概要は以下のとおり。

○　ＪＶＣ・ケンウッド・ホールディングス株式会社に係る有価証券報告書等の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告

【平成22年６月21日課徴金納付命令勧告、平成22年12月９日課徴金納付命令決定、平成22年12月24日取消訴訟提起、平成25年３月28日判決（東京高裁）】

平成24年６月29日、東京地方裁判所は、原告（被審人）の請求を棄却する旨の判決を言い渡し、原告は控訴した。

平成25年３月28日、東京高等裁判所は、新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）は一義的に確定すること、また、金商法第172条の２第１項第１号について、課徴金の額を判断する基準時は有価証券を取得させた時点であり、「新株予約権の行使に際して払い込むべき金額」とは当該新株予約権証券を取得させた時点におけるそれに係る新株予約権の行使価額（当初行使価額）であると解すべきなどとして、原告に、控訴棄却の判決を言い渡し、原告は上告した。

第３　今後の課題

開示検査の運営に当たっては、その対象が上場企業のみならず極めて多数かつ多様な開示義務者であることや、市場を取り巻く状況が変化していることを意識しつつ、以下のような視点に則して開示検査の多様化と高度化を図るように努める。

⑴　正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、迅速・効率的な検査を実施するため、検査手法の改善や研修等を通じた人材の育成等を行い、検査能力の向上を図る。また、隠蔽された虚偽記載等に関する端緒を効率的に発見すべく、引き続き市場内外の様々な情報の幅広い収集に努めるとともに、その分析手法についても改善を行う。

⑵　上場企業等が虚偽記載等を行った場合には、当該企業が自律的かつ迅速に正しい財務情報を市場に提供できるよう、企業自身の適正な取組みを促すこととしていく。当該企業が第三者委員会を設置して不適正な会計処理等の疑義について調査を実施する場合には、当該委員会の独立性、中立性、専門性及び検査手法の有用性・客観性について検証を行った上で、適切に開示検査を実施していく。

⑶　パソコンや携帯電話等の電子機器に保存されている電磁的記録の保全・復元・解析・証拠化を行う検査手法・技術（デジタルフォレンジック）を強化する観点から、デジタルフォレンジックの運用体制の構築に取り組み、開示検査をより効果的かつ効率的に実施していく。